

合併の期日について

1. 調整方針 平成17年3月31日までに合併する。
平成17年3月1日を目標期日とする。
ただし、「市町村の合併に関する法律」（合併特例法）の改正の動向を考慮するものとする。
2. 根拠 「市町村の合併に関する法律」（合併特例法）の適用
附則第2条に規定する有効期限（平成17年3月31日限り）内とする。
3. 選定理由 合併目標を平成17年3月1日とする理由
合併協議及び合併準備（電算等）にかかる期間が少ないため。
その他の日に設定した場合の影響
期限日である3月31日を期日とした場合、その年度の会計は1日のみとなり、その1日のために予算・決算その他手続き等事務処理に膨大な労力が必要となる。又収入、支出が集中し伝票、会計処理はもちろん電算システム業務に相当な労を要する。

【参考法令】

< 合併特例法(抄) 抜粋 >
(失効)

第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

< 地方自治法(抄) 抜粋 >
(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

合併協議会スケジュール案

合併期日：H17.3.1目標

年月	平成15年			平成16年									平成17年							
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~	
内容	法定合併協議会の設置 ・協議会の開催 月1~2回 ・幹事会の開催 月1~2回 ・専門部会の開催 適宜 ・「協議会だより」の発行 月1回程度			合併協定書の決定 合併協定書調印・町議会の議決									合併準備室の設置 ・県知事へ合併申請 ・県議会の議決 ・総務大臣へ届出 ・総務大臣の告示				閉町・閉庁 新町スタート (3月1日) 新町長選挙 (合併後50日以内)			
																				